瑞穂町議会基本条例　新旧対照表

新	旧
目次　略 前文　略 第1章から第7章　略 第8章　議員定数、報酬等 （議員定数） 第26条　法第91条第1項の規定に基づき、議会の議員の定数は、15人とします。 2及び3　略 第27条　略 第9章　略 附　則 この条例は、次の一般選挙から施行する。	目次　略 前文　略 第1章から第7章　略 第8章　議員定数、報酬等 （議員定数） 第26条　法第91条第1項の規定に基づき、議会の議員の定数は、16人とします。 2及び3　略 第27条　略 第9章　略